#### 阪南市介護用品給付事業実施要綱

平成 1 8 年 阪 南 市 公 告 第 9 号 改正 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 決裁 改正 平成 2 5 年 3 月 3 1 日 決裁 改正 令和 3 年 3 月 3 1 日 決裁 改正 令和 5 年 3 月 3 1 日 決裁 改正 令和 6 年 3 月 3 1 日 決裁

(目的)

- 第1条 この要綱は、在宅で寝たきり又は認知症の高齢者(以下「要介護高齢者」という。)を介護する家族に対する介護用品の給付に関し、必要な事項を定め、もって高齢者及びその介護者の身体的、経済的負担の軽減を図るとともに、在宅福祉の増進に資することを目的とする。(対象者)
- 第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する要介護高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯 (生活保護世帯を除く。)に属する同居の家族とする。
  - (1) 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) の規定により阪南 市の住民として登録され、かつ現に阪南市に居住する者
  - (2) 介護保険法 (平成9年法律第123号) に規定する要介護認定 において、要介護3から要介護5までの認定を受けた者
  - (3) 常時おむつの使用が適切であると市長が認めた者
  - (4) 当該要介護高齢者を含む世帯構成員全員の当該年度(第4条の申請が4月から6月までの場合にあっては、前年度)の市民税が非課税である者
  - (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保 護世帯に属していない者
  - (6) 介護保険施設(認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅含む。)への入所又は医療機関への入院等をしていない者

(品目)

- 第3条 この事業の給付の対象となる介護用品は、次に掲げるものとする。
  - (1) 紙おむつ
  - (2) 尿取りパット
  - (3) おむつカバー
  - (4) 使い捨て手袋
  - (5) 清拭剤
  - (6) ドライシャンプー
  - (7) 市指定可燃ごみ袋

(申請)

第4条 介護用品の給付を受けようとする者は、阪南市介護用品支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、介護用品を支給すること の適否を審査し、阪南市介護用品支給決定(却下)通知書(様式第2 号)により通知する。

(支給の額及び方法)

- 第6条 市長は、支給の決定をした対象者(以下「受給者」という。) に、阪南市介護用品給付券(様式第3号。以下「給付券」という。) を交付する。
- 2 市長は、受給者1人当たり1月に5,000円に相当する給付券を 交付する。
- 3 給付券は、申請日の属する月の翌月分から交付し、以後、毎年度 4 月及び7月に給付券を交付するものとする。
- 4 給付券の有効期限は、その交付を受けた日の属する年度の3月末日までとする。ただし、交付を受けた日の属する月が4月から6月であるときは、交付を受けた日の属する年度の6月末日までとする。
- 5 前項の規定により給付券の交付を受けた受給者は、阪南市が指定す

る事業者において給付券と引き換えに介護用品の支給を受けるものとする。

- 6 支給は、支給をすべき事由が消滅した日の属する月まで行う。
- 7 受給者は、給付券を他人へ譲渡し、又は売買することはできない。
- 8 給付券は、受給者に限って使用することができる。
- 9 給付券の再交付は、行わないものとする。
- 10 受給者は、給付券を介護用品と交換した場合、当該券面記載相当額の領収書の発行を求めることはできない。

(給付台帳)

- 第7条 市長が支給の決定をしたときは、阪南市介護用品給付台帳(様式第4号)に記録し、支給状況を明確にしておくものとする。
- 2 市長は、毎年7月1日を基準日として、第2条の対象者に該当することを確認するものとする。

(変更等の届出)

- 第8条 受給者は、要介護高齢者が次の各号のいずれかに該当する事由 が生じたときは、阪南市介護用品支給変更等届(様式第5号。以下 「支給変更等届」という。)により市長に届け出なければならない。
  - (1) 氏名を変更し、又は転居したとき。
  - (2) 阪南市に住所を有しなくなったとき。
  - (3) 介護保険施設等に入所又は医療機関に入院したとき。
  - (4) 第3条に掲げる介護用品を使用しなくなったとき。
  - (5) 市民税非課税世帯でなくなったとき。
  - (6) 要介護認定区分が、要介護3から要介護5までに該当しなくなったとき。
  - (7) 死亡したとき。
  - (8) 生活保護法の規定による保護を受けたとき。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、申請内容に変更があったとき。
- 2 受給者は、要介護高齢者が前項第2号から第9号までのいずれかに

該当する事由が生じたときは、未使用の給付券を市長に返還しなければならない。

(支給の停止又は中止の決定)

第9条 市長は、要介護高齢者が前条第1項第2号から第8号までのいずれかに該当する事由が生じたときは、支給の廃止を決定し、阪南市介護用品支給廃止決定通知書(様式第6号)により通知する。

(支給決定の取消)

第10条 市長は、受給者が第2条に定める対象者に該当しなくなった とき又は虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたときは、 直ちに当該決定を取り消し、給付券を返還させ、既に使用した場合は 相当額の費用を返還させることができる。

(事業者の指定)

- 第11条 市長は、給付券と介護用品の交換について、事業者を指定して実施するものとする。
- 2 事業者の指定を受けようとする者は、阪南市介護用品支給指定事業 者登録申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請のあった者のうちから適当と認める者を指定事業者として阪南市介護用品支給指定事業者登録台帳(様式第8号。以下「事業者登録台帳」という。)に登録し、阪南市介護用品支給指定事業者登録証(様式第9号。以下「登録証」という。)を交付し、これを公表する。
- 4 市長は、第2項の申請により指定事業者として不適当と認めるときは、阪南市介護用品支給指定事業者登録却下通知書(様式第10号)により通知する。
- 5 指定事業者は、登録証を人目のつきやすい場所に標示するよう努め なければならない。

(事業者指定の取消)

第12条 市長は、指定事業者がこの要綱に反する行為を行ったとき、

又は指定事業者から登録取消の申出等があったときは、事業者登録台帳から抹消し、阪南市介護用品支給指定事業者登録取消通知書(様式第11号)により通知する。

(指定事業者の禁止行為)

- 第13条 指定事業者は、次に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 介護用品の販売において、給付券の受取を拒むこと。
  - (2) 給付券を市が指定する介護用品以外の物品と交換すること。
  - (3) 給付券と介護用品の交換において、当該券面記載額相当額の領収書を発行すること。
  - (4) 給付券面記載額が介護用品の価格を上回るような交換を行うこと。
  - (5) 有効期限の過ぎた給付券の取扱いをすること。

(費用の請求及び支払)

第14条 指定事業者は、回収した給付券に使用年月日及び指定事業者 名を記入の上、受給者ごとに分けて作成した阪南市介護用品支給報告 書兼請求書(様式第12号)を添えて、介護用品の交換を行った月の 翌月の10日までに市長に請求しなければならない。

(給付金の返還)

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成18年阪南市公告第9号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行のための準備行為)

2 この要綱による事業者の指定手続等は、この要綱の施行目前においても行うことができる。

(阪南市ねたきり高齢者等紙おむつ等給付事業実施要綱の廃止)

3 阪南市ねたきり高齢者等紙おむつ等給付事業実施要綱 (平成15年 阪南市告示第85号) は、廃止する。

(経過措置)

4 前項の規定による廃止前の阪南市ねたきり高齢者等紙おむつ等給付事業実施要綱により給付申請書を提出している者若しくは給付決定を受けている者又は指定事業者の申請書を提出している者若しくは指定事業者として登録している者は、阪南市介護用品給付事業実施要綱の規定により、給付申請書を提出している者若しくは給付決定を受けている者又は指定事業者の申請書を提出している者若しくは指定事業者として登録している者とみなす。

附 則 (平成20年3月31日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱による改正後の阪南市介護用品給付事業実施要綱の規定 は、令和6年度分の支給から適用し、令和5年度分の支給について は、なお従前の例による。

年 月 日

阪南市長	様
	147

申請者	住	所			
	氏	名			
		続柄	(	)	

### 阪南市介護用品支給申請書

介護用品の給付を受けたいので、下記のとおり申請します。

		住所	₹					電話(	)		
     対象	老	氏名				生年月	日	明・大・昭	年	月	日
713	. ш	介護 区分	3	· 4 · 5	被保	:険者番号	크 <u>.</u>				
		おも	らつの	使用状況		年		月頃から使用			
		氏名		生年月	日	続柄	*	当該年度市民	光税課稅	状況	
家族							非	課税・課税(			円)
の							非	課税・課税(			円)
状況							非	課税・課税(			円)
							非	課税・課税(			円)

#### 《調査の同意》

介護用品支給のために必要がある場合は、保険者が私及び私の世帯員の所得の状況等にについて調査することに同意します。

年 月 日

阪南市長 様

氏 名 印

 ※処理欄
 1 交付
 2 不交付
 交付番号
 交付年月日
 年
 月
 日

※欄は、市で記入しますので、申請者は記入不要です。

課長	代理	主幹	主査	主任	担当者

 阪介保第
 号

 年
 月
 日

様

阪南市長

### 阪南市介護用品支給決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました介護用品の給付について、 下記のとおり決定(却下)したので通知します。

対象者		住	所					
X) =	71 27 1		名		生年月日	年	月	日
注意	事項			こときは、	 を設等に入所 記まで届出を 課 (内線			の他申
却								
下								
理								
由								

様式第3号(第6条関係)

	阪南市介護用品給付券											
交付番号	第	뭉	給付券発行 年 月 日	于目		年	₫.	月	日			
対象者氏名			生年月日	∃		年	月	]	日生			
居住地												
給 付 智	この給付券質		円 (消費)			小場合	合は当	当該則	購入金額			
給付用品			ット、おむて ンプー、市指				手袋	i				
この券の有象	助期限		年 月	日								
	おり支給する。											
3	年 月 日	1										
				阪戸	可市長				印			
① 介護用品を総	付した日	② 支給に要	した費用	3	旨 定	事	業	者	名			
年	月日	(限度額	円 円)									
④ 介護用品受領	<b>i</b> 者氏名											
その他特記事項												

備考 ①、②及び③の欄は指定事業者が、④の欄は介護用品を受領した者が記載すること。

### 様式第4号(第7条関係)

# 南市介護用品給付台帳

						11 HH WH 1.1 HH WA	•		
交付	氏	名	住	所	生年月日	申請	給 付	廃止年月日	備考
番号						年 月 日	開始月		

年 月 日

阪南市長 様

申請者 住 所 氏 名

阪南市介護用品支給変更等届

下記のとおり変更等があったので提出します。

記

1 氏名・住所の変更

٠.	<b>ч</b> н	./// - //									
			変	更	前			変	更	後	
	氏名										
•	住所	₹					Ŧ				
					電話(	)				電話(	)

- 2 阪南市外へ転出
- 3 介護保険施設等への入所又は入院

入所年月日年月日施設等の名称

- 4 介護用品を使用しなくなった
- 5 市民税非課税世帯でなくなった
- 6 要介護区分が要介護3から要介護5まででなくなった
- 7 死亡

死亡年月日 年月日

- 8 生活保護受給
- 9 その他

※該当項目の番号に○印し、変更内容を記入してください。

様式第6号(第9条関係)

 阪介保第
 号

 年
 月

 日

様

## 阪南市長

## 阪南市介護用品支給廃止決定通知書

下記のとおり支給の廃止を決定したので通知します。

氏名			生年	月日		年	月	日
住所	阪南市							
廃山	上決定年月日	年		月	日			
廃止の理由								

### 様式第7号(第10条関係)

### 阪南市介護用品支給指定事業者登録申請書

年 月 日

阪南市長 様

阪南市介護用品支給指定事業者に登録したいので、下記のとおり申請します。

事	業	者	名											
代	表	者	名											
所	右	Ē	地	Ŧ										
電	話	番	号											
営	業	時	間		午前		時	分	~	午後	時	分		
定	þ	<b>k</b>	日		曜日	•	その他	<u>h</u> (					)	
給	付	方	法		店舗販売	•	宅配							

## 阪南市介護用品支給指定事業者登録台帳

登録 番号	事	業	者	名	代	表	者	名	所	在	地	登	録	年	月	日	備	考

### 様式第9号(第10条関係)

### 阪南市介護用品支給指定事業者登録証

年 月 日付けで申請のあつた指定事業者登録について、下記のとおり阪南市 介護用品支給指定事業者として登録します。

登	録	番	号	
事	業	者	名	
代	表	者	名	
所	7	生	地	

年 月 日

阪南市長印

様式第10号(第10条関係)

 阪介保第
 号

 年
 月

 日

様

阪南市長

#### 阪南市介護用品支給指定事業者登録却下通知書

年 月 日付けで申請のありました阪南市介護用品支給指定事業者登録について、下記のとおり却下したので通知します。

- 1 申請者
- (1) 事業者名
- (2) 代表者名
- (3) 住所又は所在地
- 2 却下の理由

様式第11号(第11条関係)

 阪介保第
 号

 年
 月

 日

様

阪南市長 印

### 阪南市介護用品支給指定事業者登録取消通知書

阪南市介護用品給付事業実施要綱第11条の規定により、介護用品支給指定事業者登録 を下記のとおり取り消します。

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消事由

年 月 日

阪南市長 様

指定事業者 所 在 地 店 舗 名 代表者名

### 阪南市介護用品支給報告書兼請求書

介護用品を支給しましたので、下記のとおり報告し、支給に係る費用を請求します。

請求年月					年			月分	
請求金額									円
給付券枚数									枚
振込先			農協 労金					本店	支店
	信組					本所	支所		
	口座番号	(普通・当座)							
	名 義 人								
使用給付券			別添	の	ک	お	り		